

○国立大学法人香川大学の保有する個人情報の保護に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 大学法人が取り扱う個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の取扱い（第6条～第11条の2）
 - 第2節 個人情報ファイル（第12条）
- 第3章 個人情報の開示及び訂正等（第13条～第21条）
- 第4章 秘密の保持及び情報の提供等（第22条～第24条）
- 第5章 法及びこの規則等に違反した場合の対処等（第25条）
- 第6章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 国立大学法人香川大学（以下「大学法人」という。）における個人情報の取扱いに関しては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）その他関係法令等に基づき、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「個人情報」 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 「保有個人情報」 大学法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、大学法人の役員又は職員が組織的に利用するものとして、大学法人が保有しているものをいう。ただし、国立大学法人香川大学法人文書管理規則第2条第1号に規定する法人文書に記録されているものに限る。
- (3) 「個人情報ファイル」 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(4) 「特定個人情報」 第1号に掲げるもののうち、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 「保有特定個人情報」 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。

(6) 「本人」 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(7) 部局等 各戦略室、広報室、大学評価室、法人本部、監査室、学部（附属教育研究施設及び附属学校を含む。）、大学院、図書館、博物館、各機構、学内共同教育研究施設の各センター、インターナショナルオフィス、保健管理センター及び医学部附属病院をいう。

(8) 役員 国立大学法人香川大学組織規則第5条第1項に規定する者をいう。

(9) 職員 大学法人に雇用されたすべての者をいう。

(10) 受託事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

（大学法人の責務）

第3条 大学法人は、個人の権利利益を保護するため、法及びその他関係法令等を遵守するとともに、大学法人自らが定めるこの規則及び別に定める規程等に基づき、個人情報を適正かつ適切に取り扱わなければならない。

（役員及び職員の責務）

第4条 役員及び職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、保有個人情報の保護に努めるとともに、その個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（受託事業者の責務）

第5条 受託事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、大学法人から受託した業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うとともに、個人情報の保護に関する大学法人の施策に協力する責務を負うものとする。

第2章 大学法人が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(個人情報保護委員会)

第6条 大学法人は、大学法人が取得し保有する個人情報について、その取扱いに関する審議等を行うため、香川大学個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(個人情報の取得及び保有の制限等)

第7条 大学法人は、大学法人の業務を遂行するために個人情報を取得し保有するに当たっては、個人情報を取り扱う利用の目的をできる限り特定し、特定された利用の目的の達成に必要な範囲内で保有しなければならない。

2 大学法人は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

3 大学法人は、思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取得し保有してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に基づいて取得するとき。
- (2) 教育又は研究上取得する必要があるとき。

4 大学法人は、個人情報を取得するときは本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に基づいて取得するとき。
- (2) 本人の同意に基づいて取得するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものを取得するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合において取得するとき。

(5) 国の機関、他の独立行政法人等、地方公共団体等（以下「学外機関」という。）か

ら、提供を受けて取得するとき。

(6) 本人から取得したのでは個人情報を取り扱う業務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な執行を困難にするおそれがある場合において取得するとき。

(7) その他、取得し利用する目的からみて取得目的が明らかである場合
(正確性及び安全性の確保)

第8条 大学法人は、個人情報を取り扱う業務の目的に必要な範囲内で保有個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

2 大学法人は、保有個人情報を取り扱うに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止等について最善の注意を払い、適切に管理しなければならない。

(業務委託等に伴う措置)

第9条 大学法人は、個人情報の取扱業務を外部に委託するとき、又は個人情報の取扱業務を派遣労働者に行わせるときは、個人情報の保護のため必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 大学法人は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。)を取り扱う業務の目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。)を大学法人の内部において利用し、又は外部のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づいて利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合において、利用し、又は提供するとき。

(5) 法令等の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(6) 学外機関に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(7) 専ら指定統計(統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定するものをいう。)の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供することを認めるとき。

(8) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

(9) その他、保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

(学外機関に対する保有個人情報提供の制限)

第11条 大学法人は、前条第6号の規定に基づき、保有する個人情報を学外機関に提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、当該個人情報について、その利用の目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 大学法人は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（保有個人情報を学外の機関が随時入手し得る状態にするものに限る。）により、保有個人情報を学外機関に提供してはならない。

(特定個人情報の利用提供に関する制限)

第11条の2 大学法人は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外に保有特定個人情報を大学法人内部で利用し、又は番号法第19条の規定による場合を除き、特定個人情報を大学法人以外の者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、大学法人は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を目的外利用することができる。

第2節 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第12条 部局等の長は、部局等が保有する個人情報について次の各号に掲げる事項を記載した個人情報ファイル簿を作成しなければならない。また、個人情報を保有するに至ったとき、個人情報ファイルを修正又は抹消するときも同様である。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される業務を行う組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（住所、氏名、生年月日、性別等をいう。以下この条において「記録項目」という。）
- (5) 本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。

第3項第7号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条において「記録範囲」という。）

- (6) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
 - (7) 記録情報の収集先
 - (8) 記録情報を学外機関等外部のものに経常的に提供する場合には、その提供先
 - (9) 個人情報ファイルの構成(電子計算機による構成又は紙面による構成別)
 - (10) 電子計算機による構成の個人情報であって、法第4条第3号により利用目的を明示しないときは、その旨
 - (11) 法第27条第1項ただし書き又は第36条第1項ただし書きに該当するときは、その旨
 - (12) その他、当該個人情報の公表に関し必要とする事項
- 2 大学法人は、前項に定める個人情報ファイル簿に、保有個人情報に対する開示、訂正、利用停止等(以下「開示等」という。)の請求を受理する組織の名称、所在地及び連絡先を明記し、一般の閲覧に供するとともに、大学法人のホームページ上に公表しなければならない。
- 3 第1項の規定は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理用の用に供されるための個人情報ファイル
 - (3) 公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれら事項の範囲内のもの
 - (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (6) 役員又は職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (7) 本人の数が千人に満たない個人情報ファイル
 - (8) 行政機関が雇い入れ、国以外のもののために労務に服する者若しくはこれらの職にあった者の個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する

事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(9) 役員若しくは職員又はこれらの職にあった者及び前号に規定する者の被扶養者又は遺族の個人情報ファイル

(10) 紙面による個人情報ファイルであつて、その利用目的及び記録範囲が第2項の規定による公表に係る電子計算機により構成された個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの

4 第2項の規定により公表する個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、その利用目的に係る業務又は業務の性質上、当該業務又は業務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると大学法人が認めるときは、その記録項目及び記録範囲の一部若しくは第1項第6号から第8号までに掲げる事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができるものとする。

第3章 個人情報の開示及び訂正等

(開示請求)

第13条 何人も、大学法人に対し、法人文書に記録された自己の保有個人情報（他人の氏名、生年月日その他の記述又は他人の個人別に付された番号、記号その他の符号によらないで本人を検索し得るものに限る。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わつて開示請求をすることができる。

(保有個人情報の開示義務)

第14条 大学法人は、自己に関する個人情報の開示請求があつたときは、当該請求に係る個人情報について遅滞なく開示しなければならない。ただし、法及びその他の関係法令等に定めるもののほか、保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で開示しないことができる。

(開示の実施)

第14条の2 保有個人情報の開示は、大学法人が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、大学法人は、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 大学法人は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般

の閲覧に供するものとする。

(部分開示)

第15条 大学法人は、開示しようとする保有個人情報に、前条の規定により開示しないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とがある場合において、これらの個人情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、同条の規定により開示しないことができる個人情報を除いて開示しなければならない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第15条の2 大学法人は、法を除く法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が第14条の2第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 当該法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第14条の2第1項に規定する閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第16条 開示請求をする者は、大学法人が別に定める開示請求手数料を開示請求をするときに大学法人に納めなければならない。ただし、保有特定個人情報の開示請求においては、当該開示請求をする者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求)

第17条 何人も、開示を受けた自己の保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、大学法人に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第18条 大学法人は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。

(利用停止等の請求)

第19条 何人も、自己の保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）について第7条各項及び第10条から第11条の2の規定に違反した取扱いを受けていると思料するときは、大学法人に対し、当該自己の保有個人情報について利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の利用停止等に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

2 第13条第2項の規定は、利用停止等の請求について準用する。

（保有特定個人情報の利用停止の請求）

第19条の2 何人も、自己の保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、大学法人に対し、当該保有特定個人情報について利用停止の請求をすることができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止等に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、利用停止等の請求について準用する。

（保有個人情報の利用停止等義務）

第20条 大学法人は、利用停止等の請求があった場合において、当該利用停止等の請求に理由があると認めるときは、大学法人における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等に係る保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止等を行うことにより、当該保有個人情報の利用目的に係る大学法人が行う事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（審査請求及び審査請求に係る手続等）

第21条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為について不服がある者は、法第42条の規定に基づき、大学法

人に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求をすることができる。

2 大学法人は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

3 大学法人は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

第4章 秘密の保持及び情報の提供等

(秘密の保持等)

第22条 役員及び職員又は役員及び職員であった者は、その職務上知り得た個人情報を他人に漏らし、不当な目的に利用し、又は提供してはならない。

(開示等の請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第23条 大学法人は、開示等の請求をしようとする者に対して、これら請求に当たって容易かつ的確に開示等の請求をすることができるよう、大学法人が保有する保有個人情報の特定について情報の提供その他開示等の請求をしようとする者の利便の考慮等を行わなければならない。

(苦情の処理)

第24条 大学法人は、大学法人における個人情報の取扱いに関する苦情については、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第5章 法及びこの規則等に違反した場合の対処等

(法及びこの規則等に違反した場合の対処等)

第25条 役員及び職員又は受託事業者に、法及びその他関係法令等に定めるもののほか、この規則及び別に定める規程等に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、学長は直ちに調査を開始しなければならない。

- 2 前項の規定により、調査の結果、役員及び職員又は受託事業者に違反する行為があったと認められるときは、学長は再発防止等の必要な措置を講じ、個人の権利利益保護の確保に努めなければならない。
- 3 第1項の規定により、調査の結果、職員にこの規則及び別に定める規程等に違反する行為があったと認められるときは、大学法人の懲戒規程に則り、懲戒処分に付するものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第26条 学長は、この規則の実施に関し、必要な事項を別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月1日）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月1日）

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月1日）

この規則は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月1日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月1日）

この規則は、平成26年5月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年10月5日）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月7日)

この規則は、平成28年6月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。